

学校いじめ防止基本方針

令和8年3月改訂

南城市立佐敷中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 基本方針

- (1) 教育活動全般を通して、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。
- (2) 全職員の協力体制のもと、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (3) いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取り組みを行う。
- (4) 全職員の共通理解のもと、生徒指導と教育相談体制の充実を図る。
- (5) 他機関とも連携し、情報交換を密にしながら生徒の支援体制の充実を図る。

3 いじめ防止等の対応組織

(1) いじめ防止推進委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭で「いじめ防止推進委員会」を組織し、その運営に当たる。

(2) いじめ発生時の職員体制

校長、教頭、生徒指導主任で協議し、関係職員を招集することとする。メンバー構成は次の通りである。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年職員、養護教諭、SC、部顧問等

(3) 重大事態発生時の職員体制「学校いじめ調査委員会」

校長、教頭、生徒指導主任で協議し、関係職員及び外部機関を招集することとする。なお、外部機関は専門性、中立性の確保に努めるためである。メンバー構成は次の通りである。

(校 内) 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年職員、養護教諭、SC、部顧問等

(外部機関) 心理・福祉の専門家等

4 具体的な取組内容

(1) いじめ防止の取組

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気づくりを学級全体で行う。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していること理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者になれるよう促す。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 道徳教育を充実させ、一人一人の人権を大切に育てる。
- ・ 生徒会保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

(3) いじめ発生時の解決に向けての指導

①情報の収集

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の職員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがある場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取り、正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

②指導・支援体制の確立

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制等役割分担を組む。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ・いじめの度合いに関わらず、教育委員会に速やかに報告する。重大事態の場合は、学校と教育委員会のどちらが調査主体となるか市教育委員会と学校長で判断する。

③保護者との連携

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問(学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

④インターネット上のいじめの対応

《未然防止のための取り組み》

- ・情報モラル教育の充実、職員の「ネット上のいじめ」に関する指導力向上を図る。
- ・保護者への啓発活動、家庭や地域との連携を図る。
- ・教育委員会との連携を図り、ネットパトロールやネット上のいじめ防止パンフレットの配布等に積極的に取り組む。

《被害生徒への対応》

- ・「ネット上のいじめ」についても決して許されるものではなく、SCの配置や教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、被害生徒の立場に寄り添った支援をする。

《加害生徒への対応》

- ・ネット上のいじめが起こった背景や事情についても緻密に調べ、粘り強い指導を行う。
- ・加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えている場合があるため、他のいじめと同様に対応するとともに、加害生徒に対するケアを行う必要がある。

《全校生徒への対応》

- ・情報モラル教育を学校全体として行い、生徒が加害者にも被害者にもならないよう指導を充実させる。
- ・掲示板やメール、LINE等で誹謗や中傷を発見した場合は、教職員や保護者に相談するよう事前指導を徹底する。

《保護者への対応》

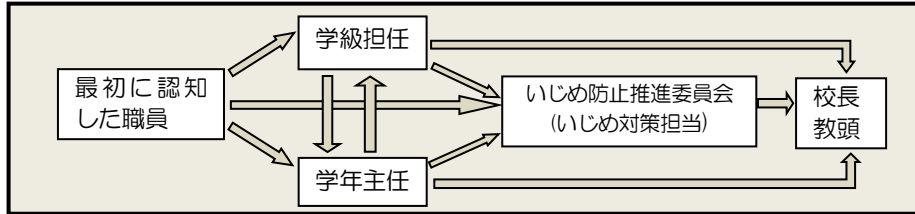
- ・再発防止に向けて、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方、家庭での留意点などを説明するなど、学校の取り組みに対する保護者の理解を得る。

5 いじめの発見から解決まで

①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・ノート等から気になる言葉を発見
- ・生徒や保護者からの訴え
- ・「いじめアンケート」から発見
- ・同僚からの情報提供

必ず報告する。
※独断で判断せず、解決を焦らない。



②対応する職員体制の確認（編成）

いじめ発生時の職員体制

校長、教頭、生徒指導主任で協議し、関係職員を招集することとする。メンバー構成は次の通りである。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年職員、養護教諭、SC、部顧問等

③対応と方針の決定・役割分担

- ※いじめの様態、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴等の情報を整理する。
- ※緊急度の確認、「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認する。
- ※事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。

④事実の究明と支援・指導

- ※いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ※聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉

- いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、安心して話せるよう人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の職員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該生徒の保護者へは職員が直接説明する。

〈事情聴取の段階ではではないこと〉

- ▲いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで指導を終えること。
- ▲双方の言い分だけを聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者・加害者・周囲の生徒への指導

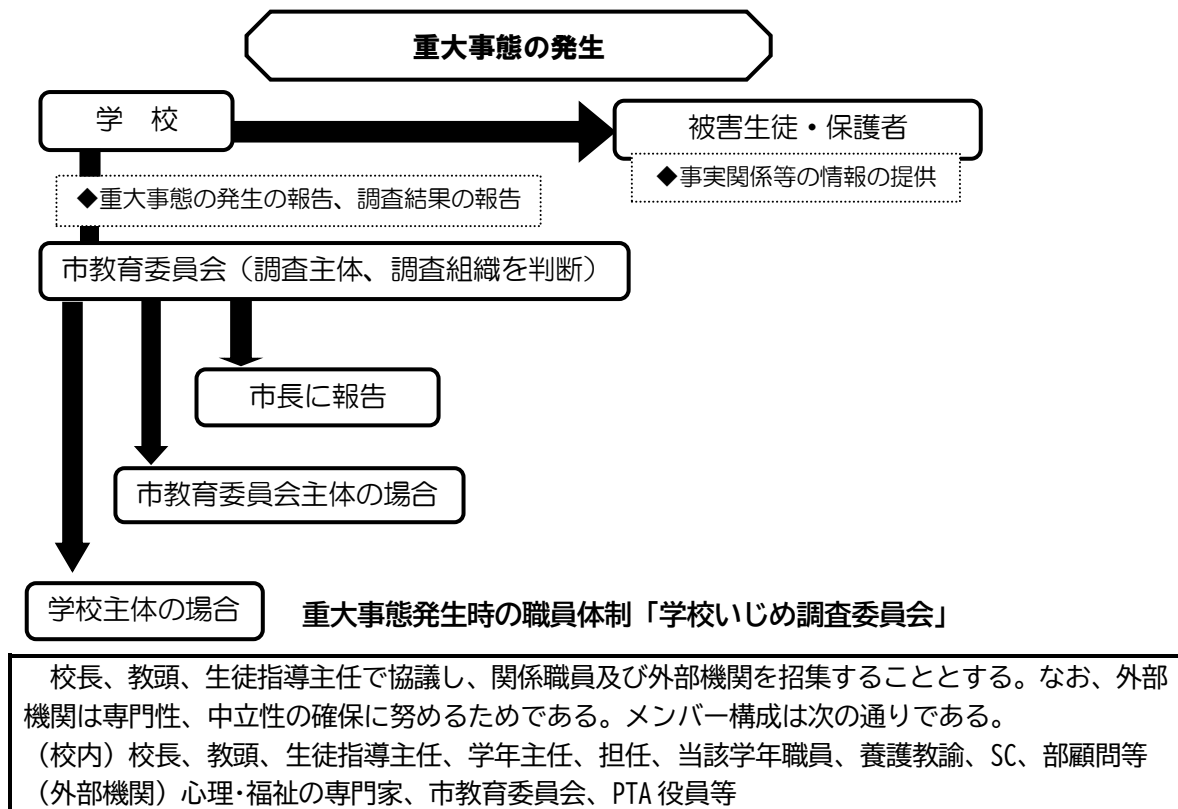
※被害者、加害者、周囲の生徒への対応、保護者や関係機関との連携

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席すると余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・年間30日を目安とする
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査することが必要

(2) 重大事態発生時の対応



(3) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査結果が出ている場合は、それにとらわれず調査全体を見直し、再調査を実施し報告する。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査結果から得られた事実関係を適切に提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その趣旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

(5) 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

7 いじめ防止に係る年間計画

※いじめに関するアンケートは原則月1回の実施を目指す。 □■教職員の活動 ○生徒・保護者の活動

	いじめ対策年間計画	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換、指導要録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会編成 <input type="checkbox"/> いじめゼロ行動宣言の取り組み【道徳】 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【始業式等】 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談週間の実施 ○教育相談事前アンケートの実施 ○教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事（スポレク等）を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> 佐敷中校区の生徒指導・教育相談等担当者連絡会（第1回） <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の係活動、班編制等の場面に留意する。
6月	<input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
7月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策の点検を行う。
8月	<input type="checkbox"/> 生徒指導・教育相談に係る研修等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術の向上を図る。 ・生徒の変化を確認する。
9月	<input type="checkbox"/> いじめゼロ行動宣言の取り組み再確認 <input type="checkbox"/> 教育相談週間の実施 ○教育相談事前アンケートの実施と分析 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施 <input type="checkbox"/> 行事（駅伝大会等）を通じた人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す。
10月	<input type="checkbox"/> 佐敷中校区の生徒指導・教育相談等担当者連絡会（第3回） <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。
11月	<input type="checkbox"/> 行事（合唱コンクール等）を通じた人間関係づくり <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
12月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策の点検を行う。
1月	<input type="checkbox"/> 教育相談週間の実施 ○教育相談事前アンケートの実施と分析 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。
2月	<input type="checkbox"/> 佐敷中校区の生徒指導・教育相談等担当者連絡会（第4回） <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期である。
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケート・いじめアンケートの実施。 回収後は1年分まとめて校長室で保管	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備をする。